

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年5月8日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

「HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号」列車内サービス事業委託業務

(2) 業務の目的

鉄道の更なる利用拡大のため、令和5年9月末から運行する、JR北海道・JAL・各旅行代理店による「HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号」に対して、各社や地域と連携のうえ、ツアー参加者に限定したサービスといった、他との差別化を図った企画を実施することで、ツアーを通じた道内鉄道網の観光利用における潜在的な可能性を高め、ラベンダー編成等を活用した道内周遊促進を図る。

(3) 業務の内容

事業実施にあたっては、受託者においてJR北海道及び各旅行代理店と各種調整を行うこと。なお、「HOKKAIDO LOVE！ひとめぐり号」については、別紙を参照すること。

ア 列車内サービスの実施

(ア) 必須サービス

令和4年度に実施した車内販売（道産のアルコール・ソフトドリンク等）及び写真撮影については、各ツアーで1回以上実施すること。

(イ) 追加サービス

上記アのほか、参加者向けのサービスやイベント等を実施すること。実施にあたっては、沿線地域と連携のうえ、可能な限り地域振興につながる内容（沿線地域の地場製品の提供、観光情報の発信など）とすること。

なお、車窓の景色を紹介する冊子については、別途作成予定のため不要。

(ウ) 実施場所

列車内での実施を必須とするが、それに加えて列車外で実施しても構わない。また、使用する車両（ラベンダー編成・はまなす編成）のフリースペースや販売カウンターを活用して構わない。

(エ) 留意事項

実施内容については、事前にJR北海道及び各旅行代理店と調整を行い、実現可能性のある提案を行うこと。また、受託後は沿線市町村と調整を行い、地域が行うイベントやもてなしと重複しないよう留意すること。

イ 事業効果の分析

- ・KPIの設定を行うこと。
- ・各ツアー参加者、各旅行代理店に対してアンケート調査を実施するとともに、アンケート結果を基に、ラベンダー編成等を活用した道内周遊促進に向けた検証を行うこと。また、アンケート結果については、今後の広報や事業の改善のため、当協議会が公表する可能性がある旨、了承を得ることとする。

- ・アンケートの内容、実施方法等については、J R 北海道及び各旅行代理店と調整の上、実施すること。

ウ 報告書の提出

上記ア、イについて実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。

報告書へは、K P I の達成状況及び事業効果の分析による次年度以降の利用促進策への提言について記載をすること。

なお、報告書は、紙媒体（A 4 版）5 部及び電子媒体一式を納品すること。

(4) 委託期間（契約期間）

契約締結日から令和 5 年（2023 年）1 月 3 1 日（水）まで

(5) 納入場所

〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道鉄道活性化協議会事務局（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 1 1 日付け局総第 4 6 1 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

③ 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和5年(2023年)5月22日(月)16:00(必着)

イ 提出場所 北海道鉄道活性化協議会事務局(担当:奥村)
(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎3階)

電話 011-231-4111(内線23-815)

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

令和5年(2023年)5月8日(月)から5月22日(月)まで

(2) 交付場所

前記3の(1)のイに同じ。

ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。

なお、北海道鉄道活性化協議会のホームページからもダウンロードすることが出来る。

5 企画提案書の提出期限及び場所

(1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。

(2) 前記(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 令和5年(2023年)6月5日(月)16:00(必着)

イ 提出場所 前記3の(1)のイに同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれかによる。)とする。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者から企画内容、考え方の説明(ヒアリング)を受け、審査基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定する。(日時、場所は別途通知。)

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められる概ね5程度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局
(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)
- (2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎3階)
- (3) 電話番号 011-231-4111(内線23-815)

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
 - イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知
企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。
- (4) その他
 - ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
 - ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。
 - エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。
 - オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
 - キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。
 - ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
 - ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。